

忘れていませんか？ 住宅用火災警報器②

■設置位置について／

火災警報器は天井または壁に取り付けます。火災警報器（煙式）の取付位置は下図のとおりです。

【天井の場合】



火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



はりなどがある場合は火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。

【壁の場合】



換気扇やエアコンなどの吹き出し口からは1.5m以上離します。



天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるようにします。

■取付方法について／



①天井面や壁面を指で叩き、下地が通っている箇所を探します。



②取付ベースを天井の下地が通っている場所や壁の柱に、付属のネジ2本でしっかり取り付けます。



③本体を取付ベースに取り付けます。「カチン」と音がしてロックされるまで右に回します。壁に取り付ける場合は、本体の上下の向きに注意してください。

消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ
<http://www.sip.or.jp/~sfsma/welcome.html>

春の火災予防運動を 実施します

4月20～30日の間、全道春の火災予防運動を実施します。

標茶消防署では毎年この季節に多発する林野火災を防止するため予防活動に力を入れています。

林野火災の原因はごみ焼き、枯れ草などの火入れがほとんどを占めています（野焼きや簡易焼却炉によるごみ焼きは法律で禁止されています）。

また、タバコなどの小さな火でも大きな火災につながる危険性があります。山菜採り、魚釣りなどで入林する際には火気の取り扱いに十分気を付けましょう。



危険物取扱者試験の お知らせ

■試験日／6月5日(日)

■種類／甲種、乙全種、丙種

■場所／釧路市 他16市2町

■受付期間／4月18日(月)～27日(水)

■問い合わせ／標茶消防署

※受験願書・申込書は標茶消防署にあります。

※インターネットからも申請できますので、詳しくは(財)消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>) を確認してください。

☆インターネット申請

■受付期間／4月15日(金)～24日(日)

特ク情報

標茶町役場 ☎485-2111

地域づくりを 支援します

本町では、まちづくりや産業振興など幅広く支援するために、地域活性化に向けた自主的な取り組みを支援します。

○地域振興補助金

【平成23年4月28日(木)まで】
町内会・地域会が対象

○地域文化振興基金自主研修事業/
町内の団体などが行うまちづくりリーダー養成のための自主的な研修などが対象です。

●具体的には…

①人材育成のための必要な研究会、講演会などへの参加および開催

②地域間交流などに関する事業

③生涯学習の推進に関する事業など

※詳しくは下記まで問い合わせください。

○申請先・問い合わせ/役場企画財政課地域振興係 (2階⑩番窓口 ☎内線224)

町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

○売り払い物件・価格/役場ホームページに掲載 (アドレスは28ページ参照)

○申込方法/普通財産譲与(譲渡)申請書(役場ホームページまたは下記係に設置)に必要な事項を記入し、下記係に提出

○受付時間/
午前8時45分～午後5時30分
(土・日曜日、祝日は除く)

○申し込み・問い合わせ/
役場管理課管財係
(1階⑦番窓口 ☎内線141)

広報しべちゃ6月号 有料広告募集

○申込方法・申込期間/
5月6日(金)までに下記係へ申し込みください。

(原稿は原則電子データ)

○申し込み・問い合わせ/
役場企画財政課地域振興係
(2階⑩番窓口 ☎内線224)

※申込多数の場合は先着順

information

町税および各使用料などの 夜間納付窓口の開設

本町では、毎月「夜間納付窓口」を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりですので、普段お仕事などで納付しづらい方、納付方法などについて相談したい方は利用してください。

町税などは、みなさんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

○日時/4月28日(木)

午後8時まで

○場所/役場1階⑨番窓口

○問い合わせ/役場税務課納税係
(☎内線155) および各担当係



平成23年度「特設人権相談所」

本町では、3名の方々が法務大臣より人権擁護委員に委嘱されております。



高澤 俊一さん(虹別)
☎488-2454



小山内 絹子さん(旭)
☎485-2336



佐々木 豊子さん(開運)
☎485-3109

開設
予定日
など

■開設日/

- 6月1日(水)
- 9月1日(木)
- 12月1日(木)
- 平成24年2月1日(水)

■時間/午後1～3時

■場所/社会福祉センター2階会議室

人権イメージキャラクター



人KEN まる君

人KEN あゆみちゃん

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に相談してください。